

令和8年(2026年)2月9日

## 「定期の報告」の提出をお願いします

牛、馬、豚、山羊、めん羊、鶏、アヒル等を飼育している方は、家畜伝染病予防法（第12条の4）により、飼っている頭羽数や目的にかかわらず、毎年2月1日現在の家畜の種類、頭羽数等について、家畜保健衛生所を経由して県知事に報告することが義務付けられています。

お手元に報告様式を送付しましたので、まだ報告が済んでいない方は下記の期限までに提出をお願いします。

既にご報告いただいた皆様、ご報告ありがとうございました。

◎ 報告期限 **令和8年2月15日**

◎ 報告先 長野県佐久家畜保健衛生所

◎ 報告方法

 ファクシミリ：0267-63-3002



電子メール：[sakukachiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:sakukachiku@pref.nagano.lg.jp)



郵送・持参：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179

報告様式は、下記URLからも入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakukachiku/menkyo/shiyoesse.html>



※ 定期報告の対象となる家畜が追加されました

牛、水牛、馬、豚（ミニブタ含む）、いのしし、鹿、めん羊、山羊、鶏、あひる（アイガモ含む）、きじ、ホロホロ鳥、七面鳥、だちょう、エミュー

